

## 『立正安国論』 成立についての一考察

関 戸 堯 海

『立正安国論』は日蓮が文応元年（一二六〇）に鎌倉幕府の前の執権最明寺入道時頼に進献した「私の勸文」である。

そこには整束された浄土教批判が展開されているため、法然の『選択本願念仏集』破折を目的とした正元元年（一二五九）の『守護国家論』との関連については、しばしば指摘のあるところである。日講（一六二六—九八）が著した日蓮遺文解説書『録内啓蒙』などには、法然浄土教批判の面で『立正安国論』と同軌であることから『守護国家論』は『立正安国論』の下書きとする意見もあるが、勸文である『立正安国論』に比して『守護国家論』は伝統的な著述形式にのっとった独立した著作であり、反浄土教と法華信仰の正当性を示した理論書である。また『立正安国論』は『守護国家論』における重厚な思索を再編整束化した日蓮の初期教学の集大成とみることができるので、『守護国家論』は『立正安国論』の下書きや草案ではなく、前提とみる方が妥当であろう。そしてまた正元二年（一二六〇）二月には『立正安国論』の草案と

もいうべき『災難興起由来』『災難対治鈔』の述作がある。

『立正安国論』は正嘉元年（一二五七）の大地震など頻繁に発生する天変地変や飢饉・疫病の興起の由来と対治の方法を仏典に求めた結果として表明されたものであり、この点で引用の経論疏が本論の骨子となるべき重要な役割を果している。そこで『災難興起由来』『災難対治鈔』の引用経論疏との比較を試み、また併せて『守護国家論』『十法界明因果鈔』との関連についても考察することによって『立正安国論』述作の経緯の一端を明らかにしていきたい。

『災難興起由来』は「正元二年庚申二月上旬勸之」（定本遺文一六二頁）とあることから、正元二年（一二六〇）二月上旬の執筆とされる。真蹟一〇紙断が中山法華経寺所蔵であるが、冒頭の前紙が欠けている。『災難対治鈔』は真蹟一五紙が中山法華経寺に所蔵されている。そして、この両書は『立正安国論』進献に先立つこと五ヶ月前に撰述された一連の遺文である。

『災難興起由来』と『災難対治鈔』の引用文と問答の構成を比較してみると、問答のそれぞれが照応し、引用文についてもほとんど変化がないことがわかる。このため『災難興起由来』と『災難対治鈔』が内容的な面および引用経論疏の共通性からみて非常に関連性の高い遺文であることがわかる。そして特に、『災難興起由来』の引用文と問答の構成が、『災難対治鈔』の後半部分と一致するので、現存する『災難興起由来』は『災難対治鈔』の後半部分に相当し、『災難対治鈔』の前半にみられるような問答が、欠失された部分に存在していたのではないかと思われるのである。

このように『災難興起由来』と『災難対治鈔』の後半は、ほぼ同様な構成ではあるが、問答の順序が入れ替わっている部分もある。これは『立正安国論』進献に向けてのきめ細やかな準備作業を示す一例であるともいえるか。

次に『災難対治鈔』と『立正安国論』の引用経論疏を比較してみると、『立正安国論』では『災難対治鈔』の複雑な引用を簡素化していることがわかる。また問題の設定についても、簡素化を目指した全体の構成の見直しははかられている。

引用経論疏については同じ文が重ねて引用される『災難対治鈔』に比較して、『立正安国論』では、なるべく一つにまとめるといふ作業が行なわれている。

『金光明経』四天王護国品の、守護の諸天・善神が去ってしまえば、その国には疫病や天変地異などの災難が起ることを説く文は、『災難対治鈔』では「災難の経証について」(定一六三頁)「災難の由来についての問答」(定一六五頁)「謗法の人と法についての問答」(定一六八頁)「法華真言等の行者がなぜ難に値うかについての問答」(定一六九頁)に引用される。『災難対治鈔』では四度にわたる引用であるが、『立正安国論』では「災難の経証についての問答」(定二〇頁)において『災難対治鈔』の冒頭の引用とほぼ同じ文が一度引用されるにとどまるのである。その他、同様に『仁王経』受持品・『大集経』護法品・『法華経』勸持品・『涅槃経』如来性品などが『立正安国論』では取りまとめられている。

このように『立正安国論』執筆にあたって引用経論疏の整理が行なわれていることがわかるが、さらに重要なのは引用経論疏の整理は同時に問答、すなわち全体の構成の再編が行なわれていることを示すことである。

『災難対治鈔』の冒頭には、災難がなぜ起るかについて証拠となるべき『金光明経』『大集経』『仁王経』などの経文が列挙される「災難の経証について」(定一六三頁)と、建長八年八月より正元二年二月に至るまでの種々の災難について検討した「災難の由来についての問答」(定一六五頁)がある。また『立正安国論』には、「客」が近年うち続く災害や

『立正安国論』成立についての一考察（関戸）

『守護国家論』正元元年（二三三）

『災難興起由来』正元二年（二三三）

『災難対治鈔』正元二年（二三三）

『立正安国論』文應元年（二三三）

〔大文第一〕  
如来の経教において權実  
二教を定むることを明す

〔大文第二〕  
正像末の仏法の興廢を明す

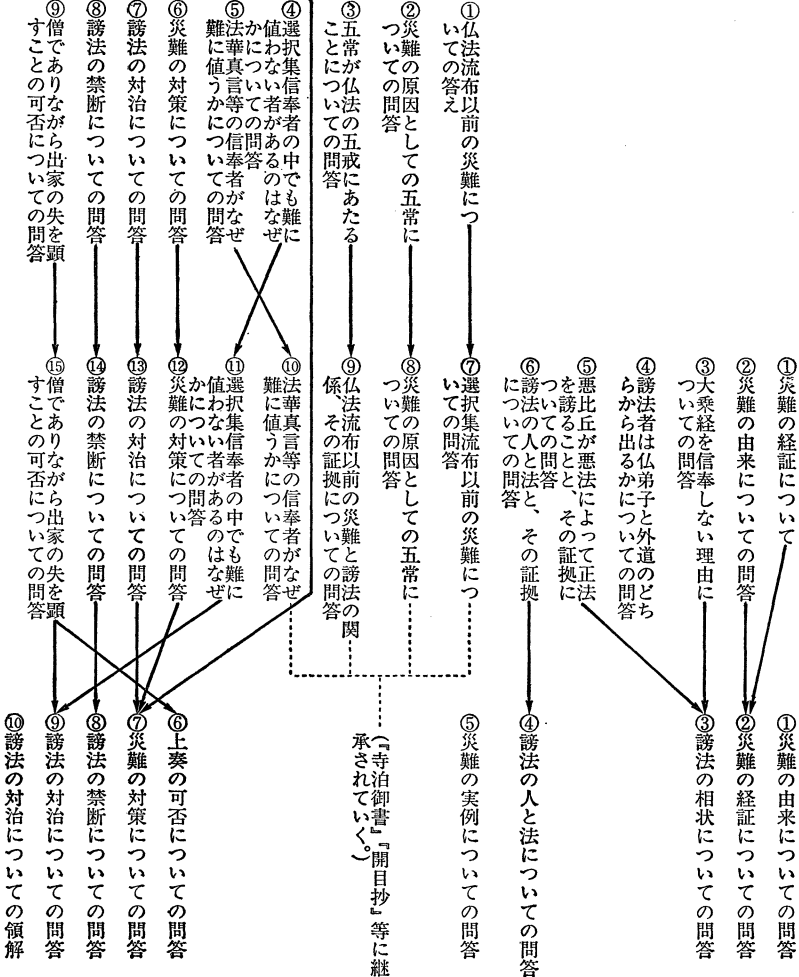
〔大文第三〕  
選択集の謗法の縁起を明す

〔大文第四〕  
謗法の者を対治すべき証文  
を出すことを明す

〔大文第五〕  
善知識ならびに眞実の法に  
は値いがたきことを明す

〔大文第六〕  
法華涅槃による行者の用心  
を明す

〔大文第七〕  
問にしたがつて答を明す



災難が善神捨国にあることの証拠となる經文にどのようなものがあるかと質問するのに対して『金光明經』『大集經』『仁王經』『藥師經』などの經文を列挙した上で、これらの經文にもとづき、世の人々が正法を護らないので国を護る善神や正法を伝える聖人が国を去ってしまったため、そのすきに悪鬼や外道がやってきて災難を起すのであると答える「災難の經証についての問答」(定二〇頁)がある。この『立正安国論』の「災難の經証についての問答」は、『災難対治鈔』の前記二問答に符合する部分であるとみることができるとされる。

このほかにも問答の集約化の作業が読みとれる。『災難対治鈔』の「大乘經を信奉しない理由についての問答」(定一六五頁)では『仁王經』囑累品と『法華經』勸持品の文を引いて、国中に悪僧が充満して国を破り佛法を破る縁となるべき事を説くので、その教えを信ずる国中の人々は大乗を捨て去る心を持つのであるとする。また「悪比丘が悪法によって正法を壊ることと、その証拠についての問答」(定一六六頁)では悪僧が正法を壊るありさまについて『法華經』勸持品・『涅槃經』如来性品・『仁王經』囑累品・『涅槃經』大衆所問品の文を引いて、謗法の罪を犯す者は自他共にその大罪であることを知らないがために、国を破り佛法を破る重大な結果をまちびき出すのであるとする。これに対して『立正安国論』の「謗法の相状についての問答」(定二三頁)において

『立正安国論』成立についての一考察(関 戸)

は『災難対治鈔』にも引用のあった『仁王經』囑累品・『法華經』勸持品の文に加えて、『法華經』方便品・『涅槃經』如来性品・徳王品の文などを引いて「悪侶を誡めざれば、あに善事を成さんや」(定二四頁)と述べ、表面的には仏教隆盛であるようでも内面では佛法を破壊する悪僧がいることを示している。これは『災難対治鈔』の前記二問答をあわせた論旨と照応するものである。ほかにも、論拠とされる引用經論疏の共通性や論旨の一貫性の面からみて『災難対治鈔』と『立正安国論』には符合する問答がいくつかあり、まとめられたり、内容を分散されたりしている場合もある。また『災難対治鈔』冒頭に「勘文」(定一六三頁)と明記してある点も見逃せない。

以上のような点から『災難興起由来』『災難対治鈔』が『立正安国論』執筆にむけての一連の著作であることが再確認できるとともに、引用經論疏と構成がより簡潔なものへと整束化されていく様子がわかるのである。

『災難対治鈔』が『立正安国論』の準備的著作であることを示す事例の一として、両書に引用されている法然の『選択本願念仏集』の文がほとんど同じであることもあげられる。『災難対治鈔』と『立正安国論』の引用は、『選択集』全体から日蓮が法然の主張を集約的に捉えた部分を断片的に抜萃したものである。『守護国家論』にも同様な『選択集』から

## 『立正安国論』成立についての一考察(関 戸)

の抜萃があるが、『災難対治鈔』と『立正安国論』は全く一致するといってもよい程で、このことによって両書の密接な関係をうかがうことができる。

『立正安国論』の『選択集』の引用は、批判を目的として法然の主張を『選択集』全般から抽出したものと考えられる。ここに日蓮が法然の教説を浄土門の確立と聖道門たる法華仏教を捨閉闕抛せしめた点に見出していることがよく理解できる。このような法然批判は『守護国家論』から一貫するものであるが、『災難対治鈔』において、ほぼ同じ文を引用した上で「日本国の上下万人深く法然上人を信じて此の書を持ふ。故に無智の道俗此の書の中の捨閉闕抛等の字を見て浄土の三部経・阿弥陀仏より外は諸経・諸仏・菩薩・諸天・善神等に捨閉闕抛等の思を作し」(定一六八頁)と述べる点に、『立正安国論』との直接的な関係を見出すことができる。

『災難対治鈔』と『立正安国論』には引用経論疏・問答の構成などにおいて連続性のあることが確認できたのであるが、その一方で構成の簡素化と新たな加筆などの断続性も見出すことができる。

両書を比較してみると、『災難対治鈔』中盤の引用文が『立正安国論』では削られていることがわかるが、さらに『災難対治鈔』中盤の問答について内容的な検討を試みると「選択集流布以前の災難についての問答」(定一六八頁)「災

難の原因としての五常についての問答」(定一六八頁)「仏法流布以前の災難と謗法の関係と、その証拠についての問答」(定一六九頁)などが『立正安国論』に反映されていないことがわかる。(これらの問答における検討は、『寺泊御書』『開目抄』へと継承されていくと考えられる。)一連の著作といわれるこれらの遺文にも構成の変化が存在することを確認できる一例である。

さらに『災難対治鈔』から『立正安国論』への構成の変化を端的に示しているのが、『立正安国論』の「災難の対策についての問答」において破邪顕正についての検討が補強されていることである。そして、そこには『守護国家論』における『涅槃経』引用による謗法対治の検討が下敷きとなっておりと思われるのである。

『涅槃経』の一切衆生悉有仏性・一闡提成仏の思想は提婆達多の悪人成仏とも相俟って、日蓮の唱題成仏論へと結びつくものと考えられる。その一方で金剛身品などにみられる謗法対治についての説示は、日蓮の宗教者としての行動を支えた思想として注目されている。

『立正安国論』の『涅槃経』の引用は、正法法華経を誹謗する者を対治すべきことを説く経文として受け止められている点、すなわち破邪顕正の面からの受容の特徴を示している。

『守護国家論』では『涅槃經』が頻繁に引用されており、論旨の上でもしばしば重要な役割を果たしている。これに対し『立正安国論』での『涅槃經』引用はさほど多いものではなく、『守護国家論』の引用と重なるものばかりではない。この点からしても『守護国家論』が『立正安国論』の下書きではなく、独立した一つの著作であることがわかるのであるが、注目できることとして『立正安国論』の「災難の対策についての問答」における『涅槃經』の引用が、『守護国家論』の「大文第四 謗法の者を対治すべき証文を出だす」「大文第六 法華・涅槃に依る行者の用心を明す」における引用と重なることが指摘できる。

『守護国家論』の「大文第四 謗法者を対治すべき証文を出だす」の「第一に仏法を国王大臣並に四衆に付属することを明す」では、まず『仁王經』受持品から引用した上で、「仏法を以て先ず国王に付属し次に四衆に及ぼす。王位に居る君・国を治むる臣は仏法を以て先と為して国を治むべきなり」(定一一五頁)と、国を治める王・臣は仏法を先とすべきことが述べられる。さらに『大集經』を引いて、王臣が仏法の邪正を正さねば災難が起るであろうことを明示した上で、『涅槃經』壽命品・金剛身品から、正法を護持するためには武器を帯びることも持戒に等しいことを説く文を引いて「弓箭・刀杖を帯して悪法の比丘を治し正法の比丘を守護せん者は先世の四重・五逆を

滅して必ず無上道を証せんと定めたまふ」(定一一五頁)と述べ、『涅槃經』の文に基づくならば、武器を帯びて悪法の比丘を対治し、正法の比丘を守護する者は、先世の重罪を滅して無上菩提を得るべきことが明らかにされる。引き続いて『金光明經』四天王護国品から、人々が正法を信じないので守護の善神が去ってしまい多くの災難が起ると説く文を引用するのである。

このように『仁王經』『大集經』『涅槃經』『金光明經』などの経証に基づき、正法の比丘を守護することなく悪法が流布しているから災難が続出するのであって、災難をとどめるには謗法を禁断し正法を護持すべきことを明示する。続いて『選択集』から抜萃して、法然が『法華經』を聖道門と位置づけ捨閑抛せしめた点を批判して、『選択集』の流布をとどめることを提唱するのである。

ひるがえって『立正安国論』の「災難の対策についての問答」をみてみると、災難を対治する経証として引用される『仁王經』受持品・『涅槃經』壽命品・金剛身品の文は『守護国家論』大文第四と共通する経文である。加えて『立正安国論』では災難対治の方策として、正法を謗る邪義の根本である『選択集』の流布をとどめることが主張されるのであって、『守護国家論』大文第四における主張と軌を一にするものである。

また『守護国家論』「大文第六 法華・涅槃に依る行者の用心を明す」の「第一 在家の諸人正法を護持するを以て生死を離るべく、悪法を持つに依て三悪道に墮することを明す」では『涅槃経』金剛身品の文を抛りどころとして、在家の者も謗法を対治することによって生死の迷いの世界を離れることを明し、さらに『選択集』批判を再説するのであるが、ここでの主張と『涅槃経』の引用もまた『立正安国論』の「災難の対策についての問答」と同様のものであるとみることがができる。

加えて『立正安国論』の「災難の対策についての問答」の引用と共通する『涅槃経』の文が『十法界明因果鈔』に二文あることが注目できる。『十法界明因果鈔』は文応元年（一二六〇）四月の著作で、真蹟は現存しないが身延三世日進の古写本がある。本書では三悪道に墮する因として謗法墮獄を強調して、その論拠として『法華経』譬喩品の「若し人信ぜずして此の経を毀謗せば、則ち一切世間の仏種を断ぜん」を重説することから、三カ月後に著述される『立正安国論』へ連なるものとされている。その十界因果を明す中の「第一地獄界」に引用されるのが、「殺」に三種あることを説く『涅槃経』梵行品の文であり、『観仏三昧経』『正法念経』や『涅槃経』の所説をうけて謗法墮獄についての検討がすすめられていく。この点で『守護国家論』とともに、『十法界明因果鈔』

の「第一地獄界」における謗法墮獄についての検討が、『立正安国論』の「災難の対策についての問答」に反映されていると考えられるのである。

以上のように、九問九答および客の領解からなる『立正安国論』の第七番問答「災難の対策についての問答」は『守護国家論』大文第四・大文第六および『十法界明因果鈔』を下敷きとして補強された所説が展開している問答であると考えられるのである。

叙上のような点から『立正安国論』は『守護国家論』『十法界明因果鈔』における検討の成果を充分に踏まえた上で、『災難興起由来』『災難対治鈔』の一連の著作に示されるような綿密な準備作業の積み重ねによって成立したものと考えられるのである。このことは法然浄土教批判に端を発した謗法についての検討が、謗法墮獄の問題に観点を置きながら、末法の凡夫の唱題成仏論へと深められていく日蓮の初期教学の発展の過程を知る上で、着目すべき重要な点であるといえよう。（註記略）

△キーワード▽ 日蓮、『立正安国論』、『守護国家論』、『涅槃経』、謗法

（立正大学講師）